

海國兵談第八卷 (現代語訳)

押前、陣取、備立並宿陣、野陣

押前(＝前進)は、部隊を引き連れて行進する道中である。右の押前、陣取、備立の三つは大きな違いがない。前進する部隊を停止させれば備となり、備を押し広げれば陣となる。元来、陣と備とは二つのものではない。異国においては陣営同法と云うのもこの趣意である。日本では陣取と備立とを区別しているので、事が多くて煩雑なのである。ただ陣営同法を旨とせよ。さて又、陣場の普請(＝土木・建築工事)は遊軍の兼役として定めておき、普請の時は人数を分けて働かせ、この外にその地の百姓、荒子(＝農家に雇われて雑役・農耕等の荒仕事をする者)等を用いよ。できるだけ手軽に手間をかけず素早くやるのが良い。

○行進する時は、百里千里 六町＝六五四・一m
が一里である。* の道であっても、具足を装着して進め。そうすれば別に具足櫃ぐそくはこ持ちを召し連れる必要が無い。ただし、炎天下では(具足を)脱いで担うこともあるだろう。※律令、近世では三六町＝約三九二七mが一里

附 具足櫃は渋紙を張り抜きにして作れ。投げても損傷せず、また水汲みの道具として用いることもできる。

○部隊を出発させるには、十分に四方の伏兵を捜し出せ。手抜きをすることはならない。○押前は二列か三列で進むのであるが、街道が狭ければ一列で進むこともある。ただし一備ごとの間隔(備と備の距離)を開けよ。今日、日本の街道の多くは左右が田畑に切落とされているので、日光街道以外は東海道でさえ、十分な街道とは言い難い。ましてやその他の街道は皆論外である。とりわけ西国九州の街道は甚だ狭いものである。街道本来の意義をほとんど失っているものと思われる。

○行進間に大小便、又は草鞋を履き替えるには、平士は首立とうとりに断り、首立以上は身近にいる平士に申し断って自己の行列を外れ、用を済ませて元の列を追い駆けねばならない。ただし三町(約三二七・三m)まで追いつくことができなければ有罪となる。

○行進道程は一日に四十〜五十里(約二六・二〜三二・七km)とせよ。

小道(二里六町)の場合

大道(二里三六町)であれば七〜九里(約二七・五〜三五・三km)

しかしながら、必勝の見込みがある時には、百里も百五

十里も進んで行くものである。こうした先例は多い。調べてみよ。

○例えば七備ある人数であれば、前備、左右備、旗本、小荷駄、後備の順で前進する。

遊軍は前後二隊あらねばならないが、人数が不足している場合は前遊軍を旗本が兼ねよ。さて又、前、左、右、後の備はそれぞれの持前を事前に定めておけ。持前とは左備は左の敵にあたり、右備は右の敵にあたるといった類である。このように定めておけば、急に敵に遭遇した時にうろたえないのである。

○陣を取敷くには、旗本の陣所を基準にして、前備は前に、左備は左にというように取れば、惑うことがない。

○小荷駄のことは、次の巻の小荷駄の条で述べるとおりである。いずれにせよ単独で後方に置いてはならない。全軍の中央に置くようにせよ。

○細道や難所等ではよく敵の伏兵を搜索した後、迅速に通過せよ。のろのろすることがあつてはならない。

○大河に進出した時、橋が無いならば、在家を壊し、又は竹木を切り取って筏いかだを組んで渡せ。筏を組むには水中にて上流から組み始め、川下に組み下るようにせよ。

○水の流れが緩い河では、直に橋になるように組み。組むにあたり先ずその河の水幅を見積れ。見積り方は町見家の平町法を用いよ。そのあらましの見積り方は、水際に

樹木があれば、その樹木を目当てとし、樹木がなければ別に柱を立てる。それを見ながら向こうの岸にも目当てをして、岸に沿って川下に下り行き、向こう岸の目当てとこちら岸の目当ての木とが同じ位の大きさに見える所で踏止まって、こちら岸の目当ての木までの町間（＝距離）を計れば、大概是川幅に似たようなものだと云えよう。その長さに筏を組め。又、水泳の上手な者四人〜六人に細い綱を付けて、向こう岸に渡らせ、渡り終わるや細綱の後ろに大綱を付けて向こうに引渡させ、端をしっかりと結び止めてから、泳げない人々を大綱につかまらせて渡すようにせよ。

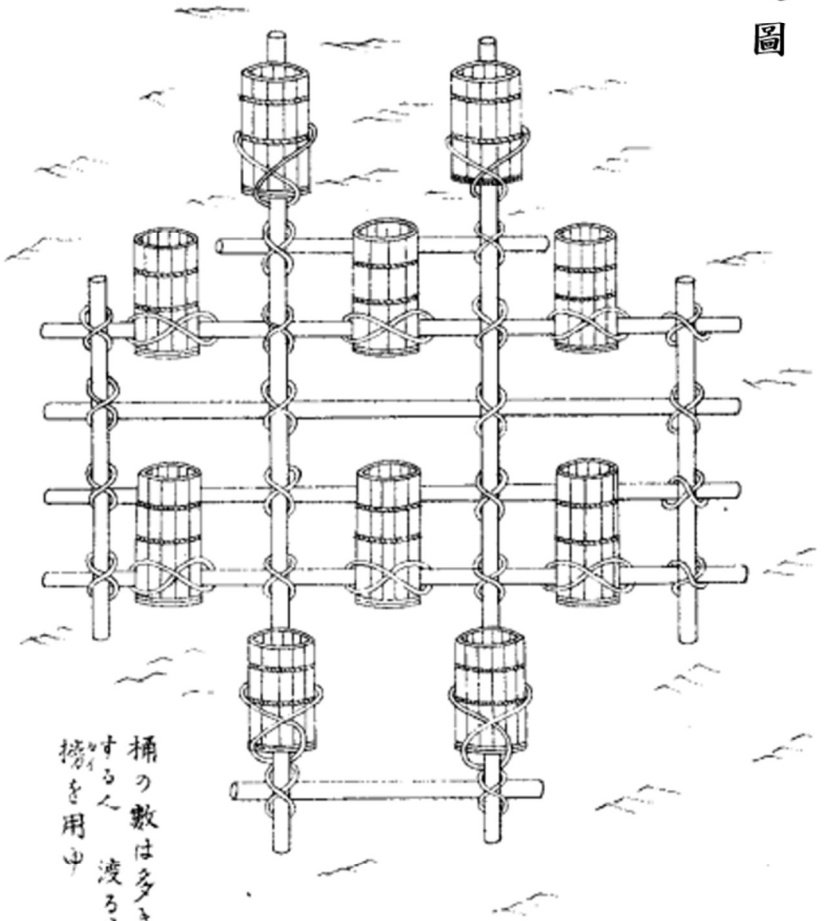
○又、綱も引張るのが難しいほど大きな江や河であれば、大小を選ばず桶の類を多く取り集め、それに大木や大板等を結び付けて、大勢をつかまらせて渡らせることがある。これを桶船と云う。図のように製作せよ。

○桶を順序良く向こう岸まで浮かべて、その上に大木を渡して、その上を渡ることがある。これを桶橋と云う。これ又、図のように製作せよ。ただし急流であれば、上流から桶を繋ぐことがある。これも又、図を見て理解せよ。

○馬は筏、船、桶橋等に引き付けて泳がすようにせよ。いずれも意識してできるだけ早く渡り終えよ。絶対にのろのろしてはならない。渡りかけたところに敵が来れば、狼狽して大敗軍するものである。

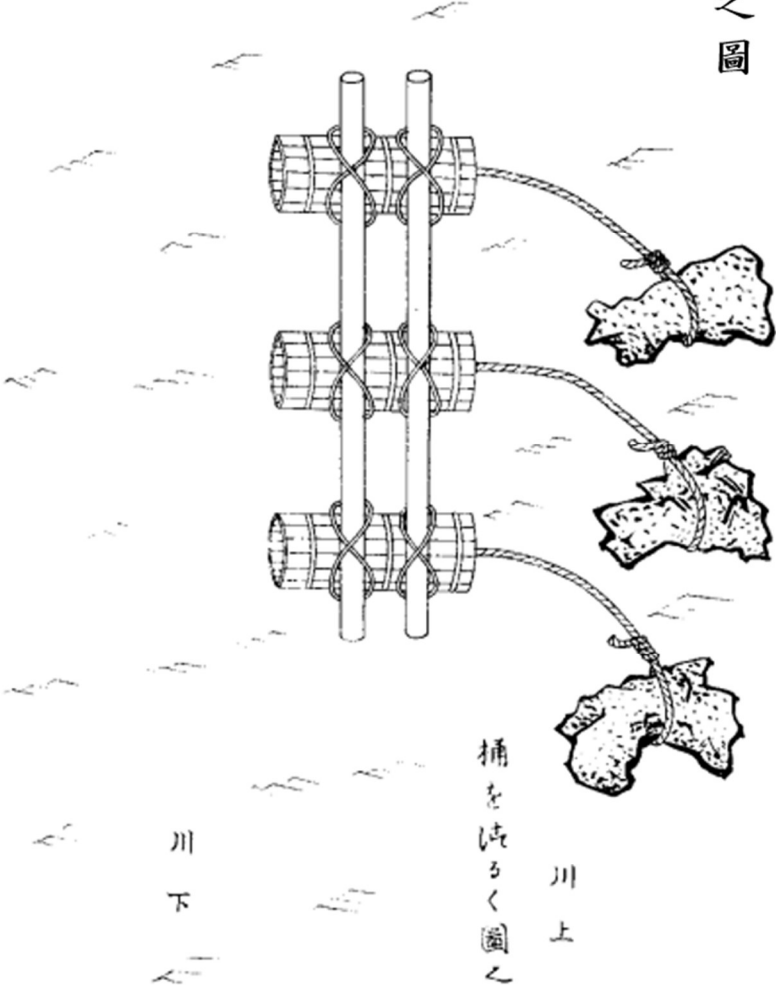
桶船と桶橋の図は左に紹介するとおりである。

桶船之圖



桶の数は多き程善と
するん 渡る時は棹か
撈を用中

桶橋之圖



桶を流るく圖之

右は押前の大略である。これ以下は陣取の方法について概略を記す。

○陣を取るには「陣の間に陣を容れる」と云って、備と備との間は一備分開けておくものである。もちろん「隊の間に隊を容れる」「人の間に人を容れる」と云うのも、

右から推して理解せよ。このように間隔を空けておかなければ、接戦になっても行き詰まって、行動し難いことになるだろう。絶対に密接して相並ぶことを避けよ。

○昔から陣に色々な形があつて、利害得失を論じてきたが、妄りに拘泥してはならない。ただ小荷駄は中央に置いて、むぎむぎと敵から襲われないように心掛けよ。

○陣には攻めを主とするものと、守りを主とするものがある。時宜に因り選択せよ。

○陣毎に奇正の心持を忘れず、互いに仕手・脇となつて働くことを旨とせよ。何れにおいても相手と組んで接戦するのを正となし、横から攻入るのを奇とするのである。

奇正の大趣意は、四方面、たまき鑲の端なきがごとき心持である。詳しいことは第四巻「戦略」で述べたとおりである。

○人数が多ければ一〜三の先手、一〜二の左右備、前後の遊軍、左右の後備等であるが、これらは自由に決めるべきものである。

○大人数の備であれば、一備毎に奇正を設けることもできる。

右は陣取、備立の大略である。これ以下は宿陣、野陣の方法について概略を記す。

○先ず宿陣とは、馭場に布陣することである。その方法は、先ず宿営しようとする駅の小口から二町（約二一八・二m）程先に「出張り備」を設けて固めよ。次に宿営地の両裏を見届け、その上に四方に多く物見を置け。また、総軍の後尾にも一備を立てて固めるのである。このように固め終わった後、順序を乱さずに一備ずつ宿に入る。

総軍が宿に入り終えてから、旗本からの下知（＝命令）により、後方と先方を固めていた備も宿に入るのであるが、これらの出張り備は、遊軍の役目である。さて又、出張り備が宿入りした後も、四方の物見、夜番等は怠つてはならない。このような時には特に重要な役目なので、慎重であれ。もしも怠る者があれば、即座に誅する。

○宿地から部隊を出発させるにも、後方を固めてから出発せよ。

○長期にわたる宿陣ならば、前後左右に出張り備を設けておけ。もともと物見、夜番等も怠ってはならない。慎重であれ。

○野陣は宿陣の作法と少し異なるが、順序や行列を乱さないという点では同じである。ただし、一夜の陣であろうとも、総構え（≡全体の外周）には柵、虎落もかりがなければならぬ。長陣であれば馬防の堀をつくり、その土で土居を設けよ。

○陣門の数は、部隊が多いか少ないかによって決めよ。たとい大将の用事だと言っても、印がない者は出入を禁じよ。もちろん夜中の出入は、なおのこと禁じるものである。あるいは人が来て入りたいと願い、又は敵方からの内通、心変わりの者等が来て、「言上いたしたき旨あり」などと言っても入れてはならない。門外に控えて居らせて、主将に伺いその下知を待て。

○宿陣、野陣ともに小組は一組ずつ同宿せよ。又、陪卒がある人数組であれば、一伍五人で同宿させよ。陪卒は数に拘わらず、それぞれの主人に付従うものである。

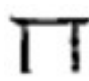

○陣中の各小路は、幅七〜八間（約十二・七〜十四・五m）より狭くしてはならない。勿論折目毎に番所を置いて、誰何せよ。もともと印がない者は夜中の通行を禁じる。

○廁かわやは長陣ならば小屋の陰か、又は平らな地であれば低くしとみ部（≡格子状の板戸）をなしてその陰に浅くて長い溝を掘っておき、大小便をさせよ。又、一日二日の野陣であり溝廁も造らないときは、人々は大便の度毎に自ら小穴を掘って大便をなし、その上に土を覆って置け。これを厳格に守らせるため、妄りに糞をする者は鞭打の刑に処せ。

○陣中において樵きこり、水汲み、野菜取り等は、相互に調整して出せ。例えば陪卒無しで二十五人同宿ならば、一伍から一人ずつ、五伍から五人出すことになる。一人は水汲

み、一人は野菜取り、三人は薪取りとなろう。陪卒がいる人数組であれば、一伍五人の主人は陪卒一人ずつを出せ。方法は先に同じである。ただし主人自身が出て陪卒を出しても、番頭の印鑑により通行しなければならぬ。右に示した通行判は、在陣中一伍に一枚ずつ渡しておくものであり、これを失う者は鞭打て。かつ又、樵、水汲み等は半時（＝一時間）に限るものとし、遅れて帰る者はこれも鞭打て。

○小屋は九尺（約二・七m）棟はりに造れ。小屋割りは一人前で二尺（六〇・六cm）×四尺（一二一・二cm）と見積る。平和な時の感覚では狭いようだが、陣中には寝具という物も無いのであれば、人が多いほど二尺で割って事足りるものである。五伍二十五人ならば、七間（約十二・七m）に渡るようにせよ。この内において飯を炊く事もできるものである。馬は一匹につき三尺（九〇・九cm）と見積って、十匹につき五間（約九・一m）で割ることになる。ただし、起こした姿勢でのことである。

○急の野陣は、渋紙あるいは苦とま又は菰こもむしろの類を張って雨露をしのぐ。その仕方は竹木により、このような鳥居形を立てて右の品を打ち掛け、両端を左右に引き分けて土際に留めておけば、このようになる。この方法が便利である。ただし、

渋紙は（戦時になって）急に製作しようとしても出来ないものである。平和な日々にならず製作して用意しておけ。今も古風を失わず、国士には年々渋紙を製作する者もあるのだ。善いことである。

○野陣を取り敷くのに習わしがある。左に記すので、さらに創意工夫せよ。

○野陣を取り敷くには、山か水かに依り定めよ。とりわけ、水と草が得られるか否かを見積もることが第一の要件である。

○小高い丘で四方から攻め寄せ易い場所には陣を敷いてはならない。四面に敵を受

けるおそれがある。

○敵が流水に依って陣を敷いているならば、我はその下流に陣を敷いてはならない。たとひ陣を敷くことがあっても、その水を飲まないものである。敵の汚水を受けるのみならず、毒を流される心配さえある。

○葦や萱が多くある近くに陣を敷いてはならない。敵に焼討ちされるおそれがある。

○河原に陣を敷いてはならない。洪水のおそれがある。

○谷中は云うに及ばず、谷の入口にも陣を敷いてはならない。塞ぎ討ちや、大水に遭うおそれがある。

○土地が低くてじめじめしている地に陣を敷いてはならない。軍士が湿気を受けて、腫瘍、あるいは脚気等の病を生じることになる。

○墳墓の地、あるいは不吉で忌むべき地名の場所に陣を敷いてはならない。悪気に感化され、又は悪名に感化されることがある。

○地形の影響で風が強く吹く所があるので、よく見計って、このような場所に陣を敷かないようにせよ。

○いかなる場合も陣所を立ち去るには、炊事道具、臥具等は、各人の名札を付けたまま小屋に捨て置いて自ら処分することがあってはならない。小荷駄係りの者が見廻って、全て取り締まること。これを定式とする

右が陣取、撰地等の大略である。先ずこれらの事を十分に習得すれば、実際に陣取で立ち回っても事欠くことはない。これ以上のことは、日本やシナの軍書に陣法の伝授が数多あるので、自ら学んで極めるようにせよ。

第八巻終